

特定秘密保護法

報道の自由への危機

私が慎重な執行を求める理由

私は議員になるまで朝日新聞記者でした。特定秘密とされる防衛や外交を取材し、報道したこともありましたが、国民の生命に直結する問題だけに秘匿することは許されないと考えたからです。政治家や官僚と酒食を共に、取材相手の趣味を自分も嗜み、お子さんの家庭教師も買って出ました。時には机を叩き、声を荒げる事もありました。凡庸な



県議会初の記名投票となった意見書の採決

記者の私でさえ、そうでしたから、特定秘密保護法が安易に施行されれば、突っ込んだ取材は違法行為となる恐れは少なくありません。それで、記者経験も混じり、各党派に意見書への賛同を募ったのですが、「自民の意に反した議決」と、政争と捉える報道がなされたのは遺憾です。

審査

文書指摘を修正

河北省交流は前向きに

平成24年度決算も賛成多数で認定しましたが、決算審査特別委員会では、地域振興県土警察分科会の出した「河北省との交流事業を継続するかどうか検討すべき」という文書指摘案を、

「交流事業の在り方を検討すべき」に修正していただきました。

国際儀礼上、「交流中止」

特定秘密保護法の慎重な執行を求める意見書(要旨)

特定秘密保護法は、秘密の範囲が曖昧で官僚による恣意的な秘密指定が可能となうえ、秘密指定の妥当性をチェックする仕組みも不十分で「知る権利が阻害されるのではないか」という多くの国民の疑問は国会審議の中で、ぬぐい去ることはできなかった。国政は国民の信託によって行使されるものであり、主権者に対して秘匿しなければならない情報は基本的にあってはならず、外交や防衛、犯罪防止など特段の事情がある場合に限り、極めて限定的に容認されるべきである。国におかれては、同法を利用していたずらに国民の知る権利を阻害したり、同法を根拠にジャーナリストや法律家による行政監視活動を妨害したりすることがないよう慎重な上にも慎重に法律を運用していただくよう強く要望する。

11月定例会

保護者の決定権に配慮

歯と口腔の健康条例可決

「歯と口腔の健康づくり推進条例」も可決しました。フッ素洗口など歯科疾患の予防などを基本施策とし、

県に歯科保健推進計画や実態調査などを義務付けるとした内容です。自民から提案があり、党派希望では県歯科医師会や専門医からの聞き取りなど調査を尽くし

を言い出すのは極めて失礼

です。北京市と天津市を囲む河北省は7200万人の人口と23兆円のGDPがあり、友好提携の相手としては魅力的です。省長の張慶

偉さんは中国商用飛機会長を兼務する若き技術エリート。中国の航空業界に大きな影響力を持ち、鳥取との航路開設などで力になってくれるのではと期待もしていたからです。

自民県議から反対論が出ましたが、同じ自民の藤井県議が「外国との交流は前向きに考えるべきだ」、山口県議も「交流のあり方を検討するでいいのでは」と私の意見を支持していただき、修正となりました。

密室ではなく、公開の議場で議論を重ねて成案を得るのが、議会の本来のあり方です。鳥取県議会のリベラルさを示す議会運営だったと思っております。

た上で、県民が予防策を自己決定できるように「県民の意思を尊重しつつ」という一文を条文中に挿入する修正案を提起したところ、各党派の合意が得られました。議長を除く出席議員全員が提案で上程され、全会一致で可決されました。